

[事案 2019-253] 新契約無効請求

・令和2年7月6日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

加入時に募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年2月に締結した6件の契約について、保険料は経費になるため、税効果を含めて考えると、手元に残る金額は保険に入っていた方が多くなるので損はしないと募集人から説明されたことから、本契約を申し込んだ。しかし、後日、担当税理士から、本契約に加入すると戻ってくる金額は、結果的に少なくなる旨の説明を受けたため、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、募集の過程で、損をすることはしない等の表現を用いて説明したことはない。
- (2)募集人は、申立人に対して、税務処理を行う場合には、税理士または税務署に相談するよう助言していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が損はしない等の誤説明をしたと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。